

専 決 処 分 書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年3月31日

伊丹市長 藤 原 保 幸

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する  
条例（令和２年伊丹市条例第２１号）

（市税条例の一部改正）

第１条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第４８条第２項中「第６６条の７第４項及び第１０項」を「第６６条の７第５項及び第１１項」に改める。

第５４条第２項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第５項中「によつて」を「により」に改め、同条第６項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第７項中「によつて」を「により」に、「第４９条の２」を「第４９条の３」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第９項中「第１０条の２の１２」を「第１０条の２の１５」に改める。

第６１条第９項及び第１０項中「第３４９条の３第１２項」を「第３４９条の３第１１項」に改める。

第６１条の２の見出し及び同条第１項中「第３４９条の３第２８項」を「第３４９条の３第２７項」に改め、同条第２項中「第３４９条の３第２９項」を「第３４９条の３第２８項」に改め、同条第３項中「第３４９条の３第３０項」を「第３４９条の３第２９項」に改める。

第９６条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「

第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号イ」

を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項を同条第23項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条，第13条，第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(都市計画税に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画税に関する条例(昭和32年条例第411号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則

第 7 項」を「附則第 6 項」に，「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 1 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め，同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 3 項の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め，同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に，「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 4 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 5 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に，「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 6 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に，「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 7 項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 8 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に，「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に，「附則第 8 項，第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 7 項，第 9 項及び第 1 0 項」に，「附則第 1 0 項，第 1 1 項及び第 1 3 項」を「附則第 9 項，第 1 0 項及び第 1 2 項」に，「，附則第 1 3 項」を「，附則第 1 2 項」に，「附則第 1 4 項から第 1 6 項まで」を「附則第 1 3 項から第 1 5 項まで」に，「附則第 1 5 項」を「附則第 1 4 項」に改め，同項を附則第 1 7 項とする。

附則第 1 9 項中「，第 1 9 項，第 2 1 項から第 2 5 項まで，第 2 7 項，第 2 8 項，第 3 2 項，第 3 6 項，第 4 0 項，第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」を「から第 2 2 項まで，第 2 4 項，第 2 5 項，第 2 9 項，第 3 3 項，第 3 7 項から第 3 9 項まで，第 4 2 項から第 4 4 項まで若しくは第 4 8 項」に，「又は第 3 4 項」を「又は第 3 3 項」に，「第 3 4 項又

は法」を「第33項又は」に改め、同項を附則第18項とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第3項並びに次条第1項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

2 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における第2条の規定による改正後の都市計画税に関する条例附則第18項の規定の適用については，同項中「，第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは，「若しくは第42項から第44項まで」とする。